

令和 8 年 4 月 14 日

請求人

(略)

豊島区監査委員	小 沼 博 靖
同	中 川 貞 枝
同	鈴 木 利 治
同	細 川 正 博

豊島区職員措置請求について（通知）

令和 8 年 3 月 5 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。)第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、区が生活保護費を過少に支給しているとして違法・不当を主張し、また、区職員が生活保護費に係る事務を放置し適正な生活保護費の支給を怠っているとして怠る事実の主張を行い、請求人の損害回復及び職員の処分等を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があ

ると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものであるが、監査請求の対象となる財務会計行為とは、地方公共団体に積極的損害（財産の減少）や消極的損害（利益の逸失）を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬものと解されており（最高裁平成6年9月8日判決参照）、地方公共団体のあらゆる違法・不当な行為の是正を目的とするものではない。

しかしながら、請求人の請求内容は、自身の生活保護費の支給額の計算誤り等による過少支給による損害について主張するものであり、上記に示す区の損害について摘示しているものとはいえない。

また、区職員の怠る事実についての主張は、法に規定されている違法不当な財務会計上の行為についての主張とは言えず、生活保護費支給に関する西部生活福祉課の業務処理に対する不満や不平にとどまるものであり、住民監査請求の対象となる怠る事実解消措置に該当するものではないと言わざるを得ない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるため、同条第5項に定める監査を実施しない。